

Ⅲ 特例申告納期限延長に係る据置担保、 個別担保の併用可能化

2014年12月11日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保併用の現状及び対応案

< 現状 >

特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされるため、据置担保と個別担保を使い分けた引落しができない場合がある。

関税等...関税、特殊関税、消費税及び地方消費税

その他の内国消費税...関税等以外の内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税等）



< 問題点 >

システムにおいては、「関税等」、及び「その他の内国消費税」共、「据置担保」から優先して引落とされる仕様となっている。従って、税額の合計が据置担保残高以下の場合、個別担保が登録されていた場合であっても全て据置担保から引落されてしまう事象が発生する。

< 対応案 >

担保の引落し順序を「関税等」と「その他の内国消費税」とで異なるものとし、特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保を使い分けた引き落としを可能にする。

「関税等」の担保引落し順序は「据置担保 個別担保」のままとし、「その他の内国消費税」の担保引落し順序を以下のとおり変更する。

(現行) 据置担保 個別担保



(次期) 個別担保 据置担保